

議案第10号

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する  
条例

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例（平成24年条例第47号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5条第1項第1号」を「第5条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下水道法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備  
を行うため、本案を提出する。